

業 務 委 託 仕 様 書

1 業務委託名

とこなめ陶の森資料館展示リニューアル基本設計業務委託

2 履行期間

契約締結日から平成31年3月15日（金）まで

3 委託場所

常滑市瀬木町4丁目203番地

4 業務目的

昭和56（1981）年に開館したとこなめ陶の森資料館（旧：常滑市民俗資料館）は、国指定重要有形民俗文化財である「常滑の陶器の生産用具及び製品」を中心に展示公開してきたが、開館後一度も展示リニューアルをしてこなかったことから、時代のニーズに合わないなど常滑焼の魅力が来館者に伝わりづらいことや安全対策を含めた施設・設備の老朽化も大きな課題となっている。

そこで、上記の課題を踏まえ、とこなめ陶の森資料館の展示リニューアルを実施していくため、平成30年5月に「とこなめ陶の森資料館展示リニューアル基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定した。本業務ではこの基本構想に基づき、展示基本設計を行うとともに、施設・設備改修への条件整理を行うことを目的とする。

5 対象施設の概要

(1) 所在地	常滑市瀬木町4丁目203番地
(2) 構造	鉄筋コンクリート造2階建
(3) 建築面積	1591.1m ²
(4) 延床面積	1階1079.2m ² 、2階516.9m ²
(5) 開館年	昭和56（1981）年
(6) 展示リニューアルエリア	約650m ² （基本構想 参考資料4参照）

6 業務内容

本業務は、基本構想を根幹として、発注者の指導・監督のもと、発注者と受託者の協議のうえ進めていくものとする。

(1) 計画準備

業務目的や基本構想の内容を把握したうえで、業務の実施方針及び業務工程等を検討し、業務計画書の作成を行うこと。

(2) 資料収集等

本業務の遂行に必要な資料の収集等を行うこと。

(3) 現地調査

展示基本設計及び施設・設備改修への条件整理の実施にあたっては、敷地及び既存建築物等、現地の状況をよく調査し、内容に相違がないように注意すること。

(4) 市民と共に考える方法

本業務では、展示リニューアルの機運を高めていくためにも市民と共に展示リニューアルを創り上げることを目指しており、その方法を検討するとともに、実施スケジュールを設定し、実行すること。また市民と共に考えた結果を可能な限り展示リニューアルの内容に反映すること。

(5) 展示基本計画

- ア 基本構想の確認
- イ 既存の展示及び収蔵資料や展示情報の実態把握
- ウ (4) 市民と共に考える方法、上記ア、イの結果を基に検討課題を集約し、展示設計理念を検討
- エ 展示テーマ、展示構成の作成
- オ 展示配置、ゾーニング・動線計画の作成
- カ 演出方針（展示手法）の作成
- キ 展示エリア内鳥瞰図（展示整備イメージ）の作成

(6) 展示基本設計

- ア 展示基本設計図の作成
 - ・ 特記仕様書
 - ・ 展示構成リスト
 - ・ 平面・立面プラン
 - ・ 各コーナー展開図
 - ・ 展示解説計画、情報伝達計画、環境演出計画
 - ・ 映像システム計画
 - ・ 造形計画
 - ・ 電気・照明計画
- イ 展示製作概算書の作成
- ウ 展示製作工程の作成

(7) 施設・設備改修計画への条件整理

- ア 展示計画を優先した施設・設備改修の方向性の検討
- イ 展示物の保全環境に配慮した施設・設備の検討
- ウ 指定文化財の資料を想定した展示及び保存するエリアの設定
- エ 施設・設備改修の範囲の検討

- ・ 想定される施設・設備改修

施設改修：耐震補強^{※1}、外装タイル貼直、館内C B壁改修^{※2}

※1 平成26(2014)年度実施の耐震診断の結果(南北・東西方向、1・2階)4計測中1箇所ではIs値が0.6未満の値(0.578)があり、耐震補強が必要

※2 館内C B壁は、常設展示室及び階段の側面にあり、大地震時に崩落の危険がある

との耐震診断業者から指摘があり、除去処置など必要
設備改修：電気設備、空調設備、照明設備

(8) 事業推進計画への協力・補助（リニューアル・オープンまでに取組むこと）

次の各項目を実現するための手法の検討と提案を行うこと。

ア 市内小学生学習事業（実施：平成30年度～）

現在、市内小学校の資料館への定期的（1回/年）な来館は全9校のうち、1校のみである。そこで、市教育委員会と協力し、近隣施設（INAX ライブミュージアム）と連携することで、市内小学校が定期的に来館し、常滑焼について学ぶ機会をつくる。また平成30（2018）年度から実施することで、小学生や教師の反応を展示計画に反映していく。

イ 親子学びプログラム

夏季休暇などを利用した子ども向け、または親子で学べる様々なプログラムを構築する。学ぶ場を提供し、何度も資料館へ来館する仕掛けをつくる。

ウ 他施設連携事業

資料館と陶芸研究所・研修工房を含めた「とこなめ陶の森」だけでは、展示スペース、立地条件などの理由で常滑焼に関連するすべての展示ができない。そこで、市内外のやきものを取り巻く施設などと連携し、展示するものの分担を進めるとともに、来館者が周遊できるようなネットワークの体制と仕掛けづくりを進める。

(9) 運営体制及び評価方法の検討と提案

展示リニューアル後に魅力ある運営を継続していくためには、運営体制及び評価方法が重要であり、次の各項目を実現するための検討と提案を行うこと。

ア リニューアル・オープン時の高いクオリティを保つためのノウハウなど継承していく方法

イ 資料館活動方針（基本構想 第3章参照）の各項目における定量的指標と定性的指標の設定及び具体的な手法

(10) 検討会の運営支援

本業務の内容等について討議する、発注者と有識者で構成される検討会の開催にあたっては、検討会で使用する資料の作成や各委員との連絡調整、議事録の作成などの運営支援を行うこと。現在のところ、検討会は年4回を想定しており、実施時期、内容は発注者と受託者の協議のうえ決定する。なお、検討会に要する有識者への謝金及び旅費については、発注者が負担する。

(11) 関係者との協議・調整

ア 文化庁等展示資料・展示環境に係る調整

イ 施設・設備改修への条件整理に係る調整

(12) その他

ア 提出図書の規格、図面の仕様等については、発注者と受託者の協議のうえ決定すること。

イ 設計図書等の作成にあたっては、内容を十分吟味し、誤記や訂正漏れのないよう心がけなければならない。

ウ 業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受託者は常に密接な連絡をとり、

業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

- エ 業務の進行において協議又は方針決定が必要となる場合等、必要に応じて受託者と発注者は打合せを行うものとし、その結果について、受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- オ 受託者は、本業務に必要な図面、その他関係書類（以下「資料」という。）の貸与を受けた場合は紛失、汚損しないように取り扱うものとし、これを公表、譲渡、貸与、複製してはならない。ただし、発注者の承諾を受けたときはこの限りではない。
- カ 受託者は、業務が終了したとき、又は業務期間中であっても、発注者が請求した場合は、貸与を受けた資料を遅延なく指示された期間内に返納しなければならない。

7 業務の実施体制

本業務には、配置技術者として統括責任者及び実務担当者を配置すること。

統括責任者及び実務担当者は、日本語に堪能でなければならない。

実務担当者は、展示等企画担当及び展示等設計担当を主担当として配置するとともに、提案に応じて、演出技術（模型造形・メカニカル装置）担当や保存環境担当等、業務の遂行に必要な専門技術者を配置すること。

業務の実施に際しては、発注者と常時連絡を取ることのできる担当者を配置すること。

8 成果物

受託者は、業務が完了した時に、遅滞なく以下の成果物を委託場所に提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 展示基本計画図書 A 3判 5部
- (2) 展示基本設計図 A 3判 5部
- (3) 展示製作概算書 A 4判 5部
- (4) 展示製作工程 A 3判 5部
- (5) 施設・設備改修への条件整理報告書 A 4判 5部
- (6) その他検討及び提案等報告書 A 4判 5部
- (7) 打合せ記録簿 A 4判 5部
- (8) 上記成果物のWindows環境で使用可能な電子ファイルを格納した媒体 CD-R又はDVD-R

9 成果物の著作権

本業務で作成された成果物の著作権は発注者に帰属する。

受託者は発注者の許可なく他に複製、公表、貸与、使用してはならない。

本業務にあたっては、第三者の権利を侵害しないように留意すること。第三者が著作権を有する著作権の映像、意匠、ソフトなどを使用するときは、あらかじめ発注者と協議のうえ、著作権法上に定められた手続きを行うこと。もし、これらの手続きを得ないで問題が生じても発注者は一切の責任を負わず、負担もしない。

10 留意事項

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は発注者は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効果的・効率的に行うために必要と思われる業務については、発注者の承諾を得たうえで業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、基本構想の内容を順守すること。
- (3) 平成7年8月文化庁策定「文化財公開施設の計画に関する指針」、平成9年6月策定「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引」、平成27年3月文化庁策定「文化財（美術工芸品）保存施設、保存活用施設 設置・管理ハンドブック」及び平成30年1月文化庁改訂「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要領」に基づいて、展示基本設計及び施設・設備改修への条件整理を行うこと。
- (4) 受託者は関連諸機関の法令などを熟知し、かつその指示に従って慎重に業務を行うこと。
- (5) 展示リニューアル全体の概算費用として、約2億5千万円（消費税及び地方消費税を含む）を上限に想定した展示基本設計及び施設・設備改修への条件整理を行うものとする。
- (6) 本業務に関する一切の費用は、受託者の負担とする。
- (7) 受託者は、発注者から提供を受けた個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしてはならない。
- (8) 本業務完了後、受託者の責に属する理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を行わなければならない。またこれに要する費用は受託者の負担とする。
- (9) この仕様書に定めのない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、発注者と受託者の協議のうえ定めるものとする。